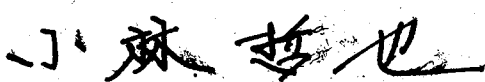


熊谷市立生涯活動センター条例施行規則を
ここに公布する。

令和 8 年 9 月 28 日

熊谷市長 

規則第 48 号

(別紙)

熊谷市立生涯活動センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊谷市立生涯活動センター条例（令和8年条例第45号。以下「条例」という。）第24条の規定に基づき、熊谷市立生涯活動センター（以下「センター」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可申請)

第2条 活動ルーム、和室、オープンサイドルーム、多目的ルーム、音楽ルーム、アクティブフィールド（第1号及び次条において「活動ルーム等」という。）及びロッカーを利用しようとする者は、利用許可のうち、次の各号に掲げる施設等の利用許可を受けようとするときは、当該各号に定める申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 活動ルーム等 熊谷市立生涯活動センター利用許可申請書（様式第1号）
- (2) ロッカー 熊谷市立生涯活動センターロッカー利用許可申請書（様式第2号）

2 前項第1号に規定する申請書は、利用しようとする日前3月から利用日までの間に提出しなければならない。

3 第1項第2号に規定する申請書は、利用しようとする日前1月から利用日までの間に提出しなければならない。

(利用の許可等)

第3条 市長は、前条第1項に規定する施設の利用を許可したときは、次の各号に掲げる施設等の区分に応じ、当該各号に定める許可書を申請者に交付するものとする。

- (1) 活動ルーム等 熊谷市立生涯活動センター利用許可書（様式第3号）
- (2) ロッカー 熊谷市立生涯活動センターロッカー利用許可書（様

式第4号)

(利用許可の期間)

第4条 ロッカーに係る利用許可の期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、この期間の中途に当該許可を受けた場合は、当該許可を受けた日から起算するものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第5条 条例第14条第1項の規定による申請は、市長が指定する期限までに熊谷市立生涯活動センター指定管理者指定申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (2) 市長が指定する事業年度の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- (3) 市長が指定する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類
- (4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (5) 条例第13条第1項に規定する指定管理業務の実施に関する計画を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(利用料金の承認申請)

第6条 指定管理者は、条例第19条第2項の規定により利用料金について市長の承認を受けようとするときは、熊谷市立生涯活動センター利用料金承認申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(利用料金の納入)

第7条 条例第20条第1項の利用料金(以下「利用料金」という。)

は、センターの施設等の利用の許可を受けたときに納入しなければならない。ただし、市長が必要があると認めるときは、当該利用料金を当該利用の許可を受けた後に納付することができる。

(利用料金の減免)

第8条 条例第21条の規定により、利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、熊谷市立生涯活動センター利用料金減免申請書(様式第7号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の減免を承認したときは、申請者に対し、熊谷市立生涯活動センター利用料金減免承認書(様式第8号)を交付する。

(利用料金の返還)

第9条 条例第22条第3号に規定する規則で定める日は、利用日の30日前とする。

2 条例第22条第3号の規定による利用の許可の取消しの申出は、熊谷市立生涯活動センター利用許可取消届出書(様式第9号)に、第3条に規定する許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

(施設内の遵守事項)

第10条 何人も、センターの施設内において次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 喫煙及び飲酒

(2) 許可なく特別の設備を設け、又は貼り紙をし、若しくはくぎ類を打ち込むこと。

(3) 許可なく金品の寄附募集をすること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が掲示をもって禁止した行為(管理上の立入り)

第11条 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、利用している施設に関係職員を立ち入らせることができる。

(その他)

第 1 2 条 この規則に定めるもののほか、センターの管理等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 9 年 1 0 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

熊谷市立生涯活動センター利用許可申請書

第

年

月

日

熊谷市長 氏 名 宛
(熊谷市立生涯活動センター指定管理者)

申請者 団体名
代表者氏名
住所又は所在地
電話番号
連絡者
連絡者電話

次のとおり申請します。

目的（催物名）		
利用日時	施設名・人数／利用区分等	料金（円）
	合計料金（円）	円
その他 特記事項		
備 考		

様式第 2 号 (第 2 条関係)

熊谷市立生涯活動センターロッカー利用許可申請書

		年 月 日	
熊谷市長 氏 名 宛 (熊谷市立生涯活動センター指定管理者) 次のとおり利用したいので申請します。			
申請者	住 所 (所在地)		
	氏 名 (団体名及び代表者氏名)		電話
ロッカー番号			
利 用 期 間		年 月 日から 年 月 日まで	
備 考			

様式第 3 号（第 3 条関係）

熊谷市立生涯活動センター利用許可書

第 _____ 年 月 日

申請者 団体名
 代表者名
 住所又は所在地
 電話番号
 連絡者
 連絡者電話

熊谷市長 氏 名 印
(熊谷市立生涯活動センター指定管理者)

次のとおり利用を許可します。

目的（催物名）		
利用日時	施設名・人数／利用区分等	料金（円）
	合計料金（円）	円
その他 特記事項		
備 考		

様式第 4 号（第 3 条関係）

熊谷市立生涯活動センターロッカー利用許可書

		年 月 日
		熊谷市長 氏 名 印
		(熊谷市立生涯活動センター指定管理者)
次のとおり承認します。		
申請者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (団体名及び代表者氏名)	電話
ロッカー番号		
利 用 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
備 考		

様式第5号（第5条関係）

熊谷市立生涯活動センター指定管理者指定申請書

年 月 日

熊谷市長 氏 宛

申請者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者氏名

印

指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

様式第 6 号（第 6 条関係）

熊谷市立生涯活動センター利用料金承認申請書

年 月 日

熊谷市長 氏 名 宛

熊谷市立生涯活動センター指定管理者

利用料金の金額を次のとおり定めることについて、承認を受けたいので申請します。

利用施設の名称	利用区分	利用料金（円）	備 考

様式第 7 号（第 8 条関係）

熊谷市立生涯活動センター利用料金減免申請書

年 月 日					
熊谷市長 氏 名 宛 (熊谷市立生涯活動センター指定管理者)					
熊谷市立生涯活動センター利用料金の減免を次のとおり申請します。					
申請者	住 所 (所在地)				
	氏 名 (団体名及び代表者氏名)		電 話		
利用年月日 (曜日)	利用施設名	利用時間	正規の 利用料金	減免を受けよ うとする額	支払う額
			円	円	円
		合計			

様式第 8 号（第 8 条関係）

熊谷市立生涯活動センター利用料金減免承認書

年 月 日					
熊谷市長 氏 名 印 （熊谷市立生涯活動センター指定管理者）					
熊谷市立生涯活動センター利用料金の減免を次のとおり承認します。					
申請者	住 所 （所在地）				
	氏 名 （団体名及び代表者氏名）	電 話			
利用年月日 （曜日）	利用施設名	利用時間	正規の 利用料金	減免を受けよ うとする額	支払う額
			円	円	円
		合計			

様式第9号（第9条関係）

熊谷市立生涯活動センター利用許可取消届出書

年 月 日

熊谷市長 氏 宛
(熊谷市立生涯活動センター指定管理者)

申請者 住所(所在地) _____
(主催者) 団体名 _____
代表者氏名 _____
電話番号 _____
(担当者氏名 電話)

次のとおり許可の取消しを受けたいので届け出ます。

許可年月日	
許可番号	
取消しの理由	